

第4回マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会議事要旨

1 日時

平成22年4月13日（火） 午前10時から午前11時30分まで

2 場所

警察庁第7会議室

3 出席者

座長	安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	金子 正 志	弁護士
(五十音順)	神 垣 明 治	社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事
	辻 松 雄	全国銀行協会業務部長
	藤 原 静 雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	古 谷 由紀子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事
	吉 野 直 行	慶應義塾大学経済学部教授

4 議事要旨

以下の(1)～(6)の項目について議論があった。

(1) 継続的な顧客管理

- ・ 取引開始時には分からなくても、しばらく様子を見ることで取引の異常性が判明することがあるため、継続的な監視は有効である。
- ・ 非対面取引におけるなりすましの防止のために必要な措置である。
- ・ 預貯金契約等顧客が多数存在するものについては、コスト面から、すべての顧客について一律に実施することはほぼ不可能である。
- ・ 法的な義務とした場合、具体的にどういったことを、どこまで行えば義務を果たしたことになるのか明らかにする必要があるが、それは業態によって異なると思われるため、一律に法的義務として規定する作業には困難が伴うであろう。
- ・ リスクベースや無作為に抽出したサンプルについて行うのであれば可能である。
- ・ 一回的な取引の場合に実施することは難しいが、継続的な取引の場合に限れば可能である。
- ・ 事業者によって、業務量や導入しているアンチ・マネロン・システムが異なるため、すべて一律に義務付けるべきではない。
- ・ 継続的な顧客管理の義務付けの前提として、米国のソーシャル・セキュリティ・ナンバーのようなものが必要なのではないか。

(2) リスクベース・アプローチ

- ・ リスクの定義・内容とその評価方法を明らかにすることが必要である。
- ・ 実務面は事業者に一任するべき。

- ・ すべて事業者に委ねた場合、低きに流れることとなり、対策として不十分となるおそれがある。したがって、ガイドライン等で目安を設けることが必要である。
- ・ F A T F が求めるリスクベース・アプローチを犯罪収益移転防止法に導入するためには、同法を改正することが必要である。
- ・ リスクの定義は柔軟なものとする必要がある。
- ・ リスクの評価は取引類型や取引態様に基づいて行うべきである。顧客の属性に基づく評価には限界がある。
- ・ 経済実態上同様の取引を行う事業者には、同じ規制を課すことが必要である。
- ・ リスクベース・アプローチをとることについては賛成である。法律にリスクベース・アプローチに基づいて顧客管理を行う旨の規定があるとよい。
- ・ リスクの内容は業態によって異なる。

(3) 内部管理態勢の構築

- ・ 内容は、業種・業態に応じて弾力的に決めるべき。
- ・ 実態上、銀行等においては既に措置されている。F A T F の要求は、それを法的に義務付けることであるが、例えば、米国のマネロン対策法令に規定している内容についていえば、法令に規定された場合、対応することは可能であると考えられる。

(4) 質の不明な本人確認書類及び写真付き本人確認書類

- ・ 写真付きの本人確認書類を保有していない者が少なくないため、写真付きのものに限定すると証明難民が生じるおそれがある。
- ・ 写真付きの本人確認書類に限定する方法ではなく、追加書類を求める方法でよいのではないか。
- ・ 普通預金サービス等ライフラインといえるようなサービスについては、写真付きの本人確認書類に限定するべきではない。

(5) 非対面取引における補完書類の提出

- ・ インターネット取引においては、補完書類の提出を求めたとしても、なお不十分ではないか。
- ・ 補完書類の種類は、公共料金の領収書等幅広く認めるべきである。

(6) 国籍及びF A T F 勧告の履行に問題がある国・地域との間の取引

- ・ 国籍情報の取得は、顧客属性としてF A T F が求めているのではなく、ここではF A T F 勧告の履行に問題のある国・地域との間の取引との関係で挙げているに過ぎないのではないか。
- ・ F A T F 勧告の履行に問題がある国・地域への対抗措置であれば、犯収法ではなく外為法の枠組みで手当てできないのか。